

多治見市再犯防止推進計画

令和3年3月

多治見市

はじめに



多治見市では、第7次総合計画の施策の柱「市民が互いに助け合い学び合うまちづくり」の施策の一つとして「地域防災・防犯活動の支援」を掲げ、安全・安心な生活環境の維持に努めています。この度、平成28年12月に施行されました「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「多治見市再犯防止推進計画」を策定しました。再犯を防ぐことは、新たな被害者を生まないことにつながります。

多治見市の計画の特徴は、庁内の担当部署と取り組みの明示だけにとどまらず、「庁内外の枠を取り払って、関係機関が一丸となって協力できる体制をつくる」ことをコンセプトにしているところです。それぞれが常日頃から連携できる体制、即ち顔の見えるネットワークを形成することで、事業の効果を上げていこうとするものです。個別になりがちな取り組みを横の展開によってその密度を上げていきます。

地域が一緒になって、犯罪が起きにくいまちづくりをすすめ、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

令和3年3月

多治見市長 古川 雅典

目次

1	再犯防止推進計画の位置づけ	3
2	策定の目的	3
3	計画期間	3
4	基本方針	3
5	再犯防止推進の施策	4
(1)	仕事と住居の確保のための取り組み	4
(2)	福祉サービスの利用促進	5
(3)	再犯防止の広報・啓発活動の推進	6
(4)	関係機関とのネットワークの形成	7
6	関係機関連絡先一覧	8
7	参考資料	9
(1)	多治見保護区における係属事件数推移について	9
(2)	協力雇用主とは	10
(3)	多治見市における刑法犯認知件数	11
(4)	多治見署管内における検挙件数及び検挙人員	11
(5)	岐阜県における刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯率	11
(6)	岐阜県における特別法犯（薬物関係）検挙中の再犯者及び再犯率	11
(7)	新受刑者（犯行時の居住地が岐阜県内であった者）及び再入者数 とその割合	13
(8)	新受刑者（犯行時の居住地が岐阜県内であった者）の無職者のう ち再入者であった者とその割合	13
(9)	再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）	14

1 再犯防止推進計画の位置づけ

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に定める計画として多治見市再犯防止推進計画を策定します。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 策定の目的

- (1) 罪を犯した人が出所し、円滑に社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを迅速かつ適切に提供するとともに、本市と多治見保護区保護司会等の市内関係機関が庁内外の枠を取り払って一層協力し、さらに岐阜保護観察所等の市外にある関係機関の支援も得られやすい体制づくり（顔の見えるネットワークの形成）をすることで、地域が一緒になって犯罪が起きにくいまちづくりをすすめる、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現を目指します。
- (2) 再犯防止施策は、就労、住居、福祉等多岐にわたっています。再犯防止という視点で各施策を計画的に連携させることによって総合的に推進できるようにします。

3 計画期間

計画期間を2021（令和3）年度～2028（令和10）年度の8年間とし、国・県の計画見直しや社会情勢の変化を踏まえ、中間年に見直しをします。

4 基本方針

以下の4つの柱で進めていきます。

- (1) 仕事と住居の確保を支援します
- (2) 福祉サービスの利用を促進します
- (3) 再犯防止の広報・啓発活動を推進します
- (4) 関係機関とのネットワークを形成します

5 再犯防止推進の施策

(1) 仕事と住居の確保のための取り組み

【課題】再犯を防ぐためには、出所後の安定した生活が必要不可欠です。その前提となるのが仕事及び住居の確保であり、その支援が求められています。

① 協力雇用主の支援・拡大及び求人情報の提供

(庁内：産業観光課、庁外：岐阜保護観察所、多治見保護区保護司会、ハローワーク多治見)

協力雇用主制度※1をリーフレット等によって情報提供します。

保護司会は生活環境調整※2の段階から保護観察所と協力し、刑務所出所者の家族等へ協力雇用主に関する情報を提供します。

※1 満期出所者であっても、該当者から更生緊急保護の申出がなされた者を雇用した場合は「刑務所出所者等就労奨励金」が雇用主に給付される等の制度があります。

※2 出所者等の釈放後の住居や就業先などを事前に調査し、改善更生に適した生活環境をあらかじめ整えること。

② 生活困窮者自立支援事業の活用

(庁内：福祉課、庁外：社会福祉協議会)

生活困窮者自立支援事業（就労支援、生活全般の困りごと相談）を活用し、出所者の就労を支援します。

③ 市営住宅への受け入れ

(庁内：建築住宅課、庁外：多治見保護区保護司会)

保護司会と連携し、市営住宅の入居条件の説明や募集情報の提供を行います。また、必要に応じて、市営住宅において一時入居を行います。

④ 住居確保給付金の活用

(庁内：福祉課、庁外：社会福祉協議会)

住居確保給付金制度（離職及び廃業後2年以内の方に原則3か月間生活保護制度の住宅扶助額を上限に家賃を給付するもの）を紹介し、利用を斡旋します。

(2) 福祉サービスの利用促進

【課題】出所時に高齢であるなど福祉サービスを必要とする出所者がいますが、「誰に相談したらよいのかわからない」、「どのようなサービスがあるのか知らない」などの理由から、手続きを行わず適切なサービスを受けられない人がいます。安定した社会生活を送るため個々に適したサービスを受けられるような支援が求められています。

① 障がい福祉サービスの紹介

(庁内：福祉課)

障がいがあることで就労や自立した生活が困難な場合、各種サービスによって支援します。また、出所者の家族へも相談窓口や各種制度を紹介し、家族で支援できる体制を築きます。

② 介護保険サービスの紹介

(庁内：高齢福祉課)

出所した高齢者が、日常生活において介護が必要な場合、相談窓口、各種制度、サービスを紹介します。

③ 生活保護

(庁内：福祉課)

資産や能力その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する方に対し困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を支援します。

(3) 再犯防止の広報・啓発活動の推進

【課題】出所者が立ち直り、社会生活を送るためには地域の理解と協力が必要です。また、有名人の大麻所持のニュースが報道されるなど薬物乱用は社会問題となっており、本市も例外ではありません。インターネット環境の発達等、規制薬物の入手が容易になっていることから若年層からの早期教育が重要となっています。

① 社会を明るくする運動の推進

(市内：くらし人権課、市外：多治見保護区保護司会)

すべての国民が犯罪や非行の防止と立ち直りについて考え、それぞれの立場で力を合わせて犯罪や非行のない明るい地域社会を築こうという国民運動を推進します。7月が強化月間となっています。

② 薬物乱用防止啓発活動の推進

(市外：多治見保護区保護司会、東濃保健所)

規制薬物乱用者の再犯率が高いデータもあり、犯罪行為であると同時に治療や支援が必要な精神症状でもあるという理解が地域に広がるよう、関係機関、民間団体と連携した広報、啓発活動を実施します。

また、小学校・中学校・高校で啓発をするなど、地域ぐるみで薬物乱用防止に取り組む意識を醸成します。

新受刑者※1で犯行時の居住地が岐阜県内であった者のうち覚醒剤取締法違反者及び再入所者とその割合（提供：法務省矯正局調査）

年 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
覚醒剤取締法違反の者	53 名	54 名	54 名	57 名	36 名
うち再入者※2	32 名	32 名	41 名	40 名	23 名
再入者率	60.4%	59.3%	75.9%	70.2%	63.9%

※1 その年において新たに刑務所に入所した者。

※2 新受刑者のうち以前にも刑務所に入所したことがある者。

(4) 関係機関とのネットワークの形成

【課題】関係機関が取り組んでいる再犯防止の施策はいくつかありますが、それらは機関ごとの個別対応になりがちな一面もあります。本計画策定を契機に、顔の見えるネットワークを形成し、関係機関が一丸となって協力できる体制が必要です。

① 関係機関とのネットワークの形成と活用

(庁内：くらし人権課)

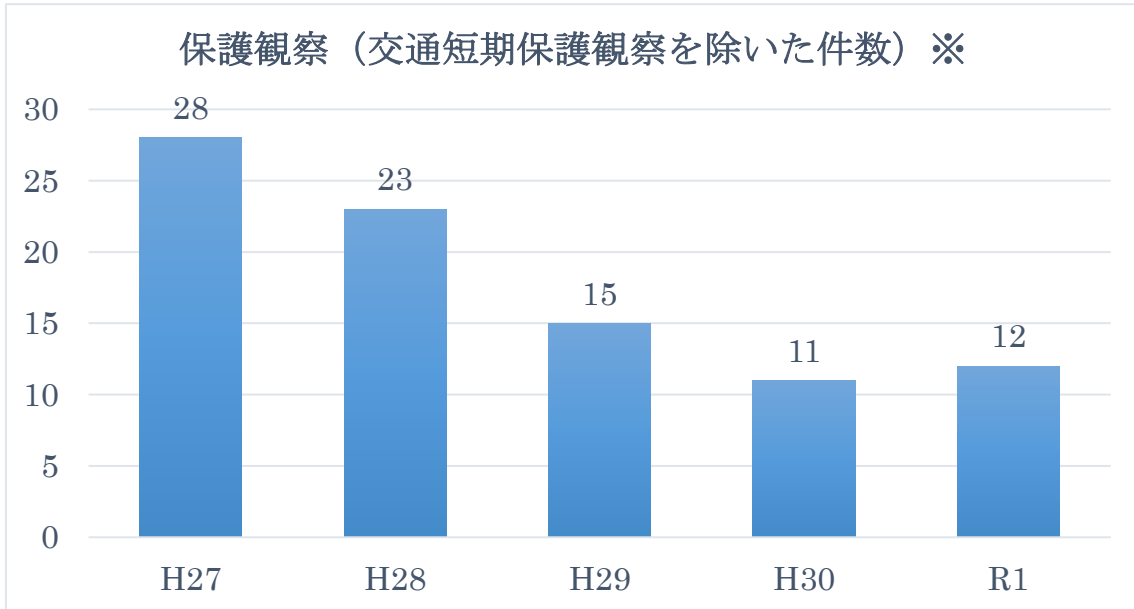
顔の見えるネットワークが機能するよう、毎年度5月頃を目途に、関係機関が一堂に会する機会を設け、情報交換等を実施します。常日頃から連携できる体制の構築によって従来よりも横の展開を容易にし、再犯防止策の密度を上げていきます。

6	関係機関連絡先一覧（令和3年3月現在）
----------	----------------------------

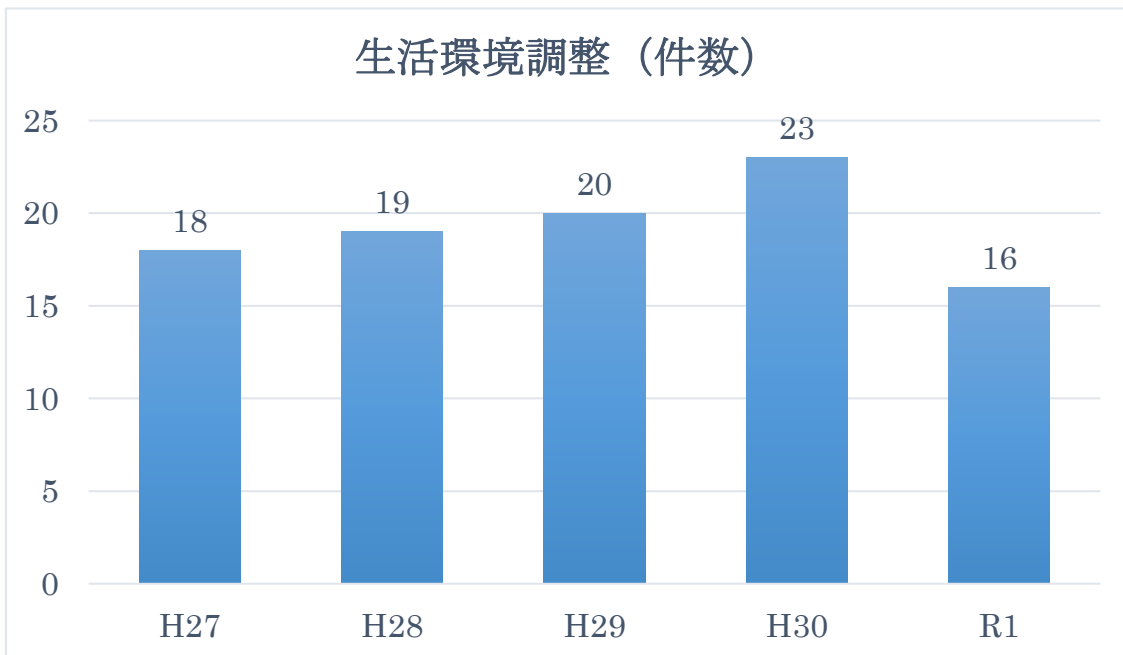
名 称	住 所・電話番号
多治見市役所くらし人権課	〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地（本庁舎） 電話 0572-22-1128
産業観光課	〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地（本庁舎） 電話 0572-22-1252
建築住宅課	〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地（本庁舎） 電話 0572-22-1312
福祉課	〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地（駅北庁舎） 電話 0572-23-5817
高齢福祉課	〒507-8787 多治見市音羽町1丁目233番地（駅北庁舎） 電話 0572-23-5821
多治見保護区保護司会	〒507-0034 多治見市豊岡町1丁目65番地 多治見更生サポートセンター 電話 0572-51-1881
多治見市社会福祉協議会	〒507-0041 多治見市太平町2丁目39番地の1 電話 0572-25-1131
ハローワーク多治見	〒507-0037 多治見市音羽町5丁目39番地の1 電話 0572-22-3381
東濃保健所	〒507-0027 多治見市上野町5丁目68番地の1 東濃西部総合庁舎2階 電話 0572-23-1111
多治見警察署	〒507-0054 多治見市宝町6丁目65番地 電話 0572-22-0110
岐阜保護観察所	〒500-8812 岐阜市美江寺町2丁目7番地の2 岐阜法務総合庁舎別館 電話 058-265-2651
名古屋矯正管区	〒461-0011 名古屋市白壁1丁目15番地の1 名古屋合同庁舎3号館 電話 052-971-6003

7 参考資料

(1) 多治見保護区における係属事件数推移について(提供:岐阜保護観察所)



※保護観察とは、犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように保護観察官及び保護司による指導と支援を行うもの。



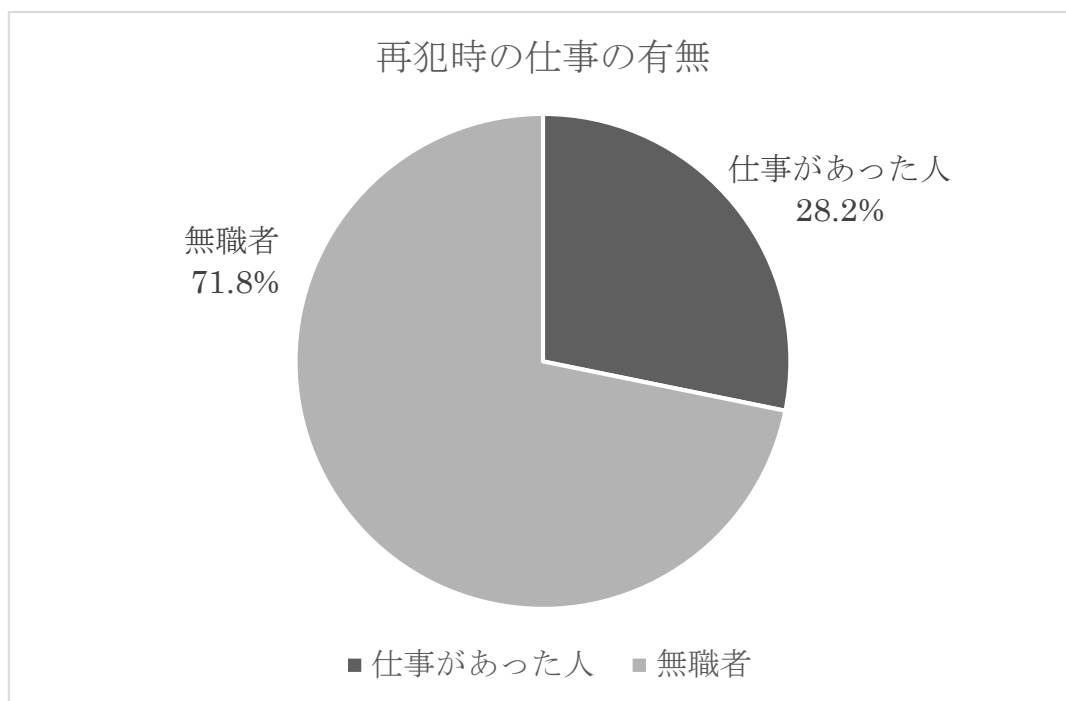
(2) 協力雇用主とは

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々のことです。令和3年3月現在、多治見市内で12社の登録があります。詳細は、多治見保護区保護司会へお問い合わせください。

① 再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人たち(刑務所出所者等)は、再び地域に帰ってきます。これらの人が再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して責任ある社会生活を送ることが重要です。

刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。これらの人への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の存在が不可欠です。



平成30年 矯正統計年報より

② 協力雇用主の現状

現在、全国に約23,000の協力雇用主がおり、その登録数は年々増えています。しかしながら、雇用実績があるのはそのうち約1,500にとどまっています。また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。幅広い業種の事業主にご登録いただきたいと思います。

(3) 多治見市における刑法犯認知件数 (提供：多治見警察署)

年 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
刑法犯認知件数	667	691	671	554	574

(4) 多治見署管内における検挙件数及び検挙人員 (提供：多治見警察署)

年 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
検挙件数	745	547	483	362	472
検挙人員	292	285	243	275	279

(5) 岐阜県における刑法犯検挙者中の再犯者及び再犯率 (提供：多治見警察署)

年 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
検挙者総数	2,990	2,845	2,775	2,848	3,038
初犯者	1,692	1,602	1,571	1,605	1,827
再犯者	1,298	1,243	1,204	1,243	1,211
再犯率	43%	44%	43%	44%	40%

(6) 岐阜県における特別法犯 (薬物関係) 検挙中の再犯者及び再犯率 (提供：多治見警察署)

罪種	年別	平成 27 年度				平成 28 年度			
		総数	初犯者	再犯者	再犯率	総数	初犯者	再犯者	再犯率
覚醒剤取締法違反		126	22	104	83%	120	30	90	75%
毒劇法違反		5	0	5	100%	7	0	7	100%
大麻取締役法違反		19	10	9	47%	26	9	17	65%
麻薬等取締役法違反		3	3	0	0%	1	0	1	100%
麻薬等特例法違反		0	0	0	0%	1	1	0	0%
合 計		153	35	118	77%	155	40	115	74%

年別 罪種	平成 29 年度				平成 30 年度			
	総数	初犯者	再犯者	再犯率	総数	初犯者	再犯者	再犯率
覚醒剤取締法違反	88	23	65	74%	112	26	86	77%
毒劇法違反	4	0	4	100%	1	0	1	100%
大麻取締役法違反	34	18	16	47%	24	12	12	50%
麻薬等取締役法違反	1	0	1	100%	0	0	0	0%
麻薬等特例法違反	0	0	0	0%	0	0	0	0%
合 計	127	41	86	68%	137	38	99	72%

年別 罪種	令和元年度			
	総数	初犯者	再犯者	再犯率
覚醒剤取締法違反	95	18	77	81%
毒劇法違反※ 1	3	0	3	100%
大麻取締役法違反	35	14	21	60%
麻薬等取締役法違反	4	1	3	75%
麻薬等特例法違反※ 2	31	9	22	71%
合 計	168	42	126	75%

※ 1 主にシンナー吸引が該当。

※ 2 主に麻薬等の販売や斡旋を生業とする者が該当。

(7) 新受刑者（犯行時の居住地が岐阜県内であった者）及び再入者数とその割合（提供：法務省矯正局調査）

年 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
新受刑者数	198 人	183 人	180 人	173 人	160 人
うち再入者	109 人	98 人	93 人	98 人	89 人
再入者率	55.1%	53.6%	51.7%	56.6%	55.6%

(8) 新受刑者（犯行時の居住地が岐阜県内であった者）の無職者のうち再入者であった者とその割合（提供：法務省矯正局調査）

年 別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
無職者	110 人	107 人	100 人	100 人	92 人
うち再入者	66 人	59 人	53 人	61 人	53 人
再入者率	60.0%	55.1%	53.0%	61.0%	57.6%

(9) 再犯の防止等の推進に関する法律

再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年 12 月 14 日号法律第 104 号抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられ

るものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(以下「再犯防止推進計画」という。)を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域

の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

多治見市再犯防止推進計画

令和3年3月

〒507-8703 岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番

環境文化部くらし人権課

TEL 0572-22-1128 FAX 0572-25-7233

E-mail : kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp